

■ 高額介護サービスが変わります。

自己負担の限度額

平成27年7月まで

区分	限度額
市町村民税課税世帯の方	3万7200円
世帯全員が市町村民税非課税	2万4600円
老齢福祉年金受給者の方	2万4600円(世帯) 1万5000円(個人)
前年の合計所得金と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	
生活保護の受給者の方等	1万5000円

平成27年8月から

区分	限度額
医療保険制度における <b>現役並み所得者相当の方</b>	<b>4万4400円</b>
市町村民税課税世帯の方	3万7200円
世帯全員が市町村民税非課税	2万4600円
老齢福祉年金受給者の方	2万4600円(世帯) 1万5000円(個人)
前年の合計所得金と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	
生活保護の受給者の方等	1万5000円

■ 一定所得者の方の利用者負担金が変わります。(平成27年8月から)

2割負担となる方

65歳以上で本人の合計所得金額160万以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が

- 単身で280万円以上の方
- 65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上の方

■ 負担限度額(特定入所者介護サービス費)が変わります。(平成27年8月から)

平成27年8月より以下に該当する方は特定入所者介護サービス費給付の対象外となります。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
- ② 住民税非課税(世帯分離している配偶者が住民税非課税)でも、預貯金額が一定額(単身1,000万、夫婦2,000万)を超える場合

● 負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

● 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は( )内の金額